

第二十号

徳島県暴力団排除条例の一部改正について

徳島県暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県暴力団排除条例の一部を改正する条例

徳島県暴力団排除条例（平成二十二年徳島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。